

河輪小学校 P T A 表彰慶弔基準

(1) 表彰

1. 児童で善行のあった場合（賞品又は表彰状）
2. 卒業生全員に卒業記念品
3. 職員で本校教育に功績著しい者（表彰状）
4. 会員および学区内一般者で特に本校教育に貢献した者（感謝状、記念品）

上記についての詮衡は、委員会にはかって会長が行う。

(2) 見舞いおよび弔意

種 別	見舞金又は香料	見舞い者又は会葬者
児童病欠 1ヶ月以上	2,000円	校長、担任、学P委員、児童代表
職員、役員、病気 2週間以上	2,000円	職員代表、P代表
児童死亡の場合 ①	5,000円+生花	校長、担任、P代表、児童代表
職員死亡の場合 ②	5,000円+生花	全職員、P代表、児童代表
役員、顧問死亡の場合 ③	5,000円+生花	校長、該当職員、P代表
会員死亡の場合 ④	5,000円+生花	校長、P代表、学P委員、該当職員
職員の家族死亡の場合 ⑤	配偶者、両親、子供 3,000円	校長、該当職員、P代表
役員の家族死亡の場合 ⑥	配偶者、両親、子供 3,000円	P代表
児童、職員、役員不慮の災害	協議	職員、P代表
児童盆供 (①の初盆)	1,000円	職員、P代表
職員盆供 (②の初盆)	1,000円	職員、P代表
役員、顧問盆供 (③の初盆)	1,000円	職員、P代表
会員盆供 (④の初盆)	1,000円	P代表
職員の家族盆供 (⑤の初盆)	1,000円	職員、P代表
役員の家族盆供 (⑥の初盆)	1,000円	P代表

(3) 餞別

1. 職員、転退職の場合は感謝のために記念品を贈呈する。

転任の場合 1カ年 1,000円に在職年数倍とする。

退職の場合 1カ年 1,000円に在職年数倍に3,000円を加える。

※ 本規定によりがたい場合は、正副会長、校長、会計が協議して実情に応じた処置をする。